

福岡県福岡西地域雇用開発計画

2022（令和4）年4月1日～2025（令和7）年3月31日

福 岡 県

【福岡県福岡西地域雇用開発計画】

(目 次)

第1	雇用開発促進地域の区域……………	P 1	～	P 2
第2	雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項……………	P 2		
第3	雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項…	P 2	～	P 3
第4	雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項			
1	新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項……………	P 3	～	P 6
2	職業能力開発の推進に関する事項……………	P 7		
3	労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項……………	P 7		
4	各種支援措置の周知徹底に関する事項……………	P 8		
5	地域雇用開発の効果的な推進に関する事項……………	P 8		
第5	計画期間に関する事項……………	P 8		

【福岡県福岡西雇用開発促進地域雇用開発計画】

第1 雇用開発促進地域の区域

対象地域は福岡西公共職業安定所管内のうち福岡市西区を除いた地域であり、対象市町村は糸島市の1市である。

自然的には、北・西は玄界灘に面し、南は脊振雷山山系に囲まれた糸島平野に存する地域である。経済的には、従来から農林水産業が盛んであり、国道、JR筑肥線沿いを中心に卸売・小売業が活発な地域である。当地域では、水素エネルギー・次世代燃料電池、有機光エレクトロニクスといった九州大学の最先端の研究成果を活用し、産学官や企業間、産業間の連携を推進することにより、成長産業分野の企業や研究開発機能の集積、企業・サテライトオフィスの誘致、創業や副業の促進といった取組が期待される。社会的には、福岡市の住宅地域として発展している地域である。

以上より、当地域は、地域雇用開発促進法（以下、法と表記）第2条第2項第1号に示すように、自然的経済的社会的に一体性を有すると考える。

（要件の検討）

- ① 直近の国勢調査における当地域の労働力人口に対する最近3年間における一般有効求職者数の月平均値の割合は4.0%となっている。基準となる全国平均値（3.0%）以上であり、要件を満たしている。

《福岡西地域を所管する公共職業安定所における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合》

	一般有効求職者数の月平均値（人）	労働力人口（人） （平成27年）	労働力人口に対する割合（%）	基準 （全国平均値）
令和元年	5,175	140,289	3.7	
令和2年	5,371	140,289	3.8	
令和3年	6,287	140,289	4.5	
3年間平均			4.0	3.0%以上

（資料出所）職業安定業務統計及び平成27年国勢調査を基に算出 注）福岡西公共職業安定所管内全域の数値

- ② 当地域における直近1年間の一般有効求人倍率の月平均値は0.51倍となっている。基準となる全国平均値の3分の2（0.75倍）以下であり、要件を満たしている。

《福岡西地域の一般有効求人倍率》

	有効求人倍率	基準
令和元年	0.65倍	
令和2年	0.49倍	
令和3年	0.51倍	0.75倍以下
3年間平均	0.55倍	0.87倍以下

《福岡西地域の常用有効求人倍率》

	有効求人倍率	基準
令和元年	0.59倍	
令和2年	0.43倍	
令和3年	0.48倍	0.71倍以下
3年間平均	0.50倍	0.79倍以下

（資料出所）職業安定業務統計を基に算出 注）福岡西公共職業安定所管内全域の数値

以上より、当地域は地域雇用開発促進法施行規則第2条第1項第1号及び第2号の要件を満たし、法第2条第2項の「雇用開発促進地域」に該当する。

第2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

当地域の人口は96,475人で、県全体の人口の約1.9%を占めている。（平成27年国勢調査）

労働力人口は48,086人で、福岡県の労働力人口の2.0%を占めている。労働力人口のうち、若年者（15～34歳）は10,606人であり、当地域における若年者の比率（22.1%）は県全体の若年者の比率（25.6%）を3.5ポイント下回っている。逆に、当地域の労働力人口のうち、高齢者（60歳以上）は11,576人であり、当地域における高齢者の比率（24.1%）は県全体の高齢者の比率（20.7%）を3.4ポイント上回っており、労働力の高齢化が進行している。（平成27年国勢調査）

当地域の完全失業率は4.9%であり、県平均の完全失業率（5.3%）を0.4ポイント下回っているが、若年者（15～34歳）の完全失業率は8.1%であり、県平均の若年者の完全失業率（7.2%）を0.9ポイント上回っている。失業者全体の完全失業率は県平均よりも若干良いが、若年者の完全失業率は県平均よりも悪い地域である。（平成27年国勢調査）

また、直近の国勢調査実施の平成27年以降、改善傾向で推移していた県平均の完全失業率（令和3年7～9月期）は3.1%と悪化しており、また、全国平均（2.8%）を上回っている状況にある。（労働力調査（基本集計））

産業構成を見ると、地域内の民営事業所で働く人は24,335人であり、県全体の1.1%を占めている。そのうち医療、福祉の従事者が5,659人（23.3%）と最も多く、次いで卸売業、小売業5,484人（22.5%）、製造業2,680人（11.0%）、宿泊業、飲食サービス業2,596人（10.7%）となっている。（平成28年経済センサス-活動調査）

当地域における職種別に求人・求職の状況を見ると、新規求人数では社会保険・社会福祉・介護事業（3,776人）、医療業（2,351人）といった医療、福祉関連の求人が多い。しかし、地域全体では、有効求職者数67,525人（令和2年度月平均）に対して有効求人数30,878人（令和2年度月平均）と、全般的に求職者数に対し求人数が少なく、有効求人倍率が0.46倍と厳しい状況にある。（令和2年度職業安定業務年報）

第3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用開発の実績について

前計画（平成31年4月～令和4年3月）の目標数値50人に対する実績は57人（令和3年12月時点）であり、助成金を支給した主な業種は、社会福祉・介護、医療関係、小売業であった。実績は下表のとおりである。

《地域雇用開発の実績》

(令和3年度は12月末現在)

	目標	実績 (令和元年度～令和3年12月末現在)			
		累計	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象労働者数(人)	50	57	6	9	42
支給決定金額(千円)	—	24,860	2,770	3,900	18,190

2 地域雇用開発の目標について

この地域においては、今後、医療、福祉、卸売業、小売業のほか、成長産業分野に関する企業の進出などによる雇用創出・求人の増加が期待されるため、今回の計画では、前計画における実績を踏まえ、地域雇用開発の目標を80人とする。

今後も助成金制度の周知広報に努め、当該助成金の有効活用を図り、地域の雇用機会の開発を促進する。

第4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

当地域は、成長産業分野に関する施設や企業などの進出による雇用機会の拡大が期待される地域であり、また、地域内の民営事業所で働く人のうち、医療、福祉の従事者が最も多い状況にある。こうした地域の特性を念頭に置き、下記に掲げる取組を行うことで、医療、福祉や卸売業、小売業等の地域の産業や成長産業分野の振興につなげるとともに、雇用の拡大を図る。

1 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

(1) 地域未来投資促進法との連携

国の地域未来投資促進法の同意を受けた、もしくは同意を目指している地域については、地域雇用開発の促進に資する取組として、国の産業施策との連携を図りながら、雇用開発に取り組む。

(2) 地域再生法の活用

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画で定める地域について、企業の本社機能の移転・拡充に取り組む。

(3) 雇用機会の開発に関する重点施策

ア 産業・企業や地域ニーズを踏まえた人材育成・定着支援

デジタル、グリーン、新たな成長分野等での県民の活躍に向け、関係機関と連携して産業や企業のニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を推進する。

具体的な取組としては、ICT・IoTといった最新の技術を活用し、デジタル化による変革を担うことのできる専門人材や業種横断的に活躍が期待されるICTリテラシー(ICTに関する知識、教養、能力)の高い人材の強化及び、在職者や求職者向けに、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で働くことの魅力を知る機会を提供するとともに、

業界の基礎知識・専門知識等を身に付けスキルアップにつながる講座を実施。また、職場体験等実習型の就業機会を増やすとともに、就職後の定着に向けた相談支援の提供等を行う。事業者向けには、事業所の魅力向上に向けた支援を提供するとともに、求職者との出会いの場の提供を行う。

イ 商工施策

県内においては、①グリーンアジア国際戦略総合特区、②バイオ産業拠点化の推進、③ロボット・先端半導体産業の振興、④「Ruby」「ブロックチェーン」等IT産業の振興、⑤宇宙ビジネスの振興、⑥有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進、⑦水素エネルギー産業の振興、⑧北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進、⑨航空機関連産業の振興などを中心に、新たな成長産業の育成・集積・拠点化を促進し、雇用機会の拡大を図る。

①グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

本県と北九州市、福岡市が一体となって進めている「グリーンアジア国際戦略総合特区」は、地域に蓄積された産業・技術・人材・ネットワークなどの強みを活かし、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図るものである。

特区を強力に推進するため、国による金融・税制面の支援に加え、県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など地域独自の支援を講じ、企業の設備投資を支援する。

また、平成25年度からは、特区の効果を広く県内中小企業に波及させるため、県内中小企業が特区関連事業に関連して行う設備投資に対する助成も実施している。

②バイオ産業拠点化の推進

本県は令和3年、国（内閣府）が全国で4か所指定を行う「地域バイオコミュニティ」（地域の企業や研究機関を中核として、特色あるバイオ産業を展開することで、持続可能な循環型社会を実現し、世界市場にも進出する企業が活躍・発展する地域拠点）の第1号として認定された。

今後、国のバイオ戦略と連携した「福岡バイオコミュニティ」の形成を進めるため、本県の強みである「次世代創薬」、「再生医療」、「スマートセル」、「機能性表示食品」の4分野をターゲットに、リーディングプロジェクトや製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組む。

③ロボット・先端半導体産業の振興

ロボットや半導体等高度なものづくり産業を振興するため、製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組む。特に、半導体分野については、材料から設計、製造装置まで幅広い半導体産業の集積や「三次元半導体研究センター」等の公的支援機関を有する本県ならではの強みを活かし、更なる集積・拠点化を目指す。

優れたものづくり技術を持つ企業集積を活かし、今後成長が期待される医療福祉機器分

野への参入を支援するため、病院・施設等の現場ニーズの発掘から製品開発、販路開拓まで、一貫した支援に取り組む。

④「R u b y」「ブロックチェーン」等IT産業の振興

本県には、産学官連携組織「福岡R u b y・コンテンツビジネス振興会議」の取組等により、優れた技術を持つITベンチャー・エンジニアが集積している。こうした強みを活かし、「R u b y」「ブロックチェーン」等、今後成長が期待されるIT分野の拠点化を目指し、ITベンチャー企業の新製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組む。

各産業の現場課題を解決し、デジタル化を促進していくため、現場ニーズとITベンチャー企業の持つシーズのマッチング、「AI」「IoT」技術による新製品・サービス開発等を支援する。

⑤宇宙ビジネスの振興

本県には、これまでの産業政策により、世界トップレベルの性能を持つ小型レーダー衛星の打ち上げに成功した宇宙ベンチャー企業や高度な技術を持つものづくり企業、ITベンチャー企業、大学等が集積している。こうした強みが評価され、令和2年、国（内閣府）から「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選定された。

本格的な宇宙利用時代の到来に向け、国やJAXAと連携し、人工衛星やロケット等の宇宙関連機器開発への支援や衛星データ利用ビジネス等の本県発の宇宙ビジネスの創出に取り組む。

⑥有機光エレクトロニクス研究開発拠点化の推進

有機光エレクトロニクス分野の研究で世界をリードする九州大学や関連するベンチャー企業、有機光エレクトロニクス実用化センター等の公的支援機関の集積を活かし、県内中小・ベンチャー企業が取り組む次世代発光材料や製造装置の製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組み、関連産業の育成・拠点化を推進する。

⑦水素エネルギー産業の振興

水素エネルギーは、カーボンニュートラルを実現する鍵となる技術として期待を集めており、今後、大きな成長が期待される産業分野である。

FCモビリティや燃料電池の普及促進、二酸化炭素フリー水素を利活用する社会実証等に取り組み、関連産業の市場形成を目指す。また、県内企業による製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組み、水素エネルギー産業分野への参入促進を図る。

なお、糸島市には、水素エネルギー製品研究試験センター（糸島市富）があり、水素エネルギー産業の先進地域となっている。

⑧北部九州自動車産業アジア先進拠点プロジェクトの推進

自動車産業において、4メーカーが立地する北部九州は産学官が一体となったこれまでの取組により、開発・設計から生産まで一貫して行う有数の生産拠点として成長しており、カーボンニュートラルの実現に向けた自動車の電動化や水素技術の更なる活用、自動運転領域等への取組を推進し、国内における自動車産業の拠点として更なる成長を目指す。

⑨航空機関連産業の振興

平成 22 年に産学官で設立した「福岡県航空機産業振興会議」を核として、24 時間運用可能で広大な用地や港湾機能を有する北九州空港周辺地域への航空機関連産業の誘致とともに、自動車部品製造等の高い技術力を有する地元企業の航空機産業への参入促進に取り組む。

⑩企業誘致の推進

水素エネルギー・次世代燃料電池、有機光エレクトロニクスといった九州大学の最先端の研究成果を活用し、産学官や企業間、産業間の連携を推進することにより、成長産業分野の企業や研究開発機能の集積、企業・サテライトオフィスの誘致といった取組を引き続き進める。

⑪観光

豊富な自然を活用し、サイクリングやトレッキング（山歩き）をはじめとした様々な活動や遊びと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興に取り組むことで、県内への来訪を促進し、旅行消費の拡大やリピーター化を図るとともに、広く県内周遊が行われるよう、新たな旅のニーズに合わせたプロモーションを行い、国内外からの誘客の促進を図る。

⑫その他

資金調達や販路拡大等を幅広く支援する「フクオカベンチャーマーケット」を有望ベンチャーの発掘の場として位置づけ、ベンチャーの個別支援につなげる。

IPO（上場）を目指す経営者の育成、事業化に必要な資金調達に特化した支援等、成長意欲の高い起業家を伴走支援することで、県内ベンチャー企業への投資を促進する。

ウ 農林水産施策

農林漁業への就業希望者に対し、対面のほか、オンラインも活用した新規就業セミナー・相談会を開催するとともに、農林漁業就業マッチングセンターによる就職応援サイトの運営や農林漁業の法人等による会社説明会等を開催し、新規就業者の確保を図る。

農業分野では、技術習得研修の実施、営農から生活関連まで一体的に受け付ける市町村での相談窓口の設置及び雇用就業者の円滑な就業に向けた支援などにより新規就農の促進を図る。また、経営の複合化や6次産業化、雇用導入による規模拡大等を通じた収益力の向上で、雇用の受け皿となる農業法人等の経営の強化を促進する。

林業分野では、人材の育成・確保と雇用の安定を図るため、新規参入者への技術・技能研修の実施や林業雇用管理改善の指導等を行う。また、社会保険等への加入促進、林業退職金制度の掛金等への助成を行う。

漁業分野では、次代の漁業を担う経営感覚のある地域の中核的漁業者を育成するため、新技術の導入や販売・経営の研修等を実施する。

2 職業能力開発の推進に関する事項

(1) 高校生・大学生等

県内の職業系高校、大学、高専及び専修学校等において、産業界の要請に応じた基礎知識・基礎学力を身に付けた優秀な人材を育成する。

(2) 求職者や非正規雇用労働者等

求職者や非正規雇用労働者等を対象に、県内7校の高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした施設内訓練、就職支援を実施する。併せて、主に知識を習得するための短期の訓練を民間教育訓練機関等に委託し、実施する。

年代別・対象別の就職支援センターにおいても、個別相談や就職に役立つ各種講習を実施する。

(3) 女性

「子育て女性就職支援センター」において、子育て中の女性等を対象に、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまで一人一人の状況に応じたきめ細かな就職支援を一貫して実施する。

(4) 高齢者

高齢者の高い就業・社会参加意欲に応えるため、「生涯現役チャレンジセンター」を中心に、再就職や派遣、シルバー人材センターといった就労、NPO・ボランティア活動への参加など多様な選択肢の提案やマッチングを行うとともに、独自求人開拓や企業に対する定年延長など「70歳まで働ける制度」の導入の働きかけ等を実施する。

(5) 障がいのある人

県内13の障がい保健福祉圏域すべてに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障がいのある人に対する、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施するとともに、県独自の職業紹介事業における就職相談から職場定着までの一連の支援や、福岡障害者職業能力開発校における職業訓練、就職支援を通じて、障がい者雇用の拡大を図る。

3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

年代別・対象別の就職支援センター、若者サポートステーション、ハローワーク、新卒応援ハローワーク及び市町村の無料職業紹介所やふるさとハローワーク等において、就職相談、就業セミナー、会社説明会やインターンシップ等の就職先とのマッチング機会の提供等を実施し、求人・求職の円滑な結合を進める。

また、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等、人材が不足する分野や新たな雇用が見込まれる分野での人材の確保・育成・定着を推進する。

さらに、正規雇用促進企業支援センターにおいては、県内企業の人材確保・定着を支援し、希望する方の正規雇用を促進する。

4 各種支援措置の周知徹底に関する事項

事業主等に対しては、県中小企業振興センター、県中小企業振興事務所、地域内の商工会議所、商工会、市町村及び公共職業安定所等の関係者と連携し、ガイドブック、チラシ、ホームページ等によって企業支援情報等の周知に努める。

求職者に対しては、年代別・対象別就職支援センターや労働者支援事務所、公共職業安定所、公共職業訓練施設等において、職業能力開発や就職支援に関する情報の周知に努める。

また、新聞広告、県広報誌、テレビ、ポスターや県ホームページなど、様々な媒体を活用し、県民の利用を促す。

5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

福岡地方労働審議会、福岡県労働政策審議会、県内4地域での関係機関会議や市町村との連絡会議において、関係機関や労使代表者との情報交換を図り、地域の実情に応じた施策の立案や効果的な実施方法の検討を行い、各種施策を実施する。

第5 計画期間に関する事項

本計画は厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。